

令和4年度長野県教育委員会免許法認定講習実施要項

1 目的

教育職員免許法及び同法施行規則に基づき、教育職員等に対し免許状取得に必要な単位を修得する機会を与え、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 主催

長野県教育委員会事務局 学びの改革支援課

3 開設科目・日程・会場等

令和4年度長野県教育委員会免許法認定講習開設講座一覧表のとおり（別紙1）

4 受講資格

長野県の学校に勤務している教員等。ただし、中学校二種免許状（英語）に関わる講座（講座番号4～10）については、小学校普通免許状取得後、小学校における教諭、または、講師（常勤）として、3年以上の実務経験がある者及びその見込みがある者に限る。

※今年度より県外の方は受講できません。

5 単位授与

各科目について、定められた講義時間の5分の4以上を受講し、かつ、試験やその他による成績審査に合格した者に単位を授与する。

6 受講料等

(1) 受講料 **1単位につき 1,000 円（受講書に1,000円分の長野県収入証紙を貼付）**

・受講承認された後は、受講者の都合により受講できなくなった場合であっても受講料を納付すること。なお、中二種免（英語）に関わる科目（講座番号4～10）については、受講料は不要。

(2) 講座に係る費用等

・テキスト代や教材費等の実費については、受講者の負担とする。

7 申込方法

下記のURLから必要事項を入力の上、申し込むものとする。

【講座番号1～3（小中一・二、高一、養護一・二種免に関わる講座） 申込先】

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=20916



【講座番号4～10（中二種免（英語）に関わる講座） 申込先】

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=20949

※電子申請時、所有する小学校教諭免許状に記載された情報が必要。



【講座番号11～20（特支一・二種免に関わる講座） 申込先】

https://s-kantan.jp/pref-nagano-u/offer/offerList_detail.action?tempSeq=20950



8 申込期間

令和4年5月10日（火）10時00分～令和4年6月8日（水）17時まで

※申込み期限以降の受付は行いませんのでご注意ください。

9 受講承認について

- ・受講希望者が定員を上回った場合は、原則として申込順により決定する。ただし、特別支援学校教諭免許状取得希望者は、申込者の単位取得状況等により決定する。
- ・定員を著しく下回った場合は、開講しないことがある。
- ・受講承認・不承認通知は、令和4年6月27日(月)頃までに講座ごとにメールで通知予定。なお、所属校には受講承認一覧表を送付する予定。

※受講承認された後、受講書(様式1)(長野県教育委員会ホームページからダウンロード)を承認された講座ごとに1枚作成し、下記の送付先へ提出すること。

提出期限：令和4年7月12日(火)

※長野県収入証紙1,000円分(講座番号1は2,000円分)を貼付すること。(消印はしないこと)

10 受講の辞退について

受講承認後に、受講者の都合により受講不可能となった場合は、7(2)の手続きを行った上で、欠席届(様式2)を長野県教育委員会ホームページからダウンロードし、内容記入の上、下記の送付先へ提出すること。なお、この場合の受講料は、原則として返金しない。

11 講習日程

令和4年度長野県教育委員会免許法認定講習 時間割のとおり(別紙2)

12 単位認定証の送付について

- ・単位認定証である「学力に関する証明書」を自宅へ直接送付するため、返信用封筒(切手貼付・宛名記入)を7(2)で提出の受講書(様式1)と一緒に下記の送付先に提出すること。なお、所属校に単位認定一覧表を送付する予定。

【提出する封筒】

宛先を明記した角形2号(240mm×322mm)封筒に140円切手を貼付した封筒。
講座番号1～3(小中一・二、高一、養護一・二種免に関わる講座)、講座番号4～10(中二種免(英語)に関わる講座)、講座番号11～20(特支一・二種免に関わる講座)ごとに封筒1枚。

提出例)講座番号1、5、7、8の受講承認を受けた場合・・・封筒2枚

- ・単位認定証は、令和4年12月末頃を目途に発送予定。ただし、中学校英語二種免許状取得希望者へは、令和5年2月末頃を目途に発送予定。

13 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症拡大予防の観点から、オンライン講習に変更する可能性があります。その際は、講習の2週間前までにメールにより連絡します。なお、実施方法などに変更が生じた場合は、長野県教育委員会ホームページに最新情報を掲載しますので、定期的にご確認ください。
- (2) 講習会場への直接の連絡は、ご遠慮ください。
- (3) 長野県総合教育センター「知新寮」は利用できません。
- (4) 長野県総合教育センター以外の会場へは可能な限り公共交通機関をご利用ください。

受講書の送付先

〒380-8570 (所在地記載不要)

長野県教育委員会事務局 学びの改革支援課 免許法認定講習担当

お問い合わせ先

○講座について(講座番号1～10)

学びの改革支援課 TEL 026-235-7434

○講座について(講座番号11～20)

特別支援教育課 TEL 026-235-7456

○免許状の取得・申請について

高校教育課 TEL 026-235-7429

令和4年度長野県教育委員会免許法認定講習 申込み・単位認定の流れ

令和4年5月10日(火)10時00分～令和4年6月8日(水)17時まで

※申込み期間以降の受付は行いませんのでご注意ください。

県内の学校勤務の方

- 1 電子申請URLから必要事項を入力し申し込む
※電子申請時、所有する小学校教諭免許状に記載された情報が必要。(講座番号4～10)

- 2 受講承認・不承認通知が登録の個人メールへ講座ごとに届く
(令和4年6月27日(月)頃通知予定)

- 3 **受講書**(様式1)(長野県教育委員会ホームページからダウンロード)を承認された講座ごとに1枚ずつ作成し、単位認定証送付用封筒(角形2号)と一緒に提出
締切り:**令和4年7月12日(火)**
※長野県収入証紙1,000円分(講座番号1は2,000円分)を貼付(消印はしない)
※宛先を明記した角形2号(240mm×322mm)封筒に140円切手を貼付し、左端に「学力に関する証明書」在中と朱書きで記入

※同封する返信用封筒の枚数

講座番号1～3 ⇒ 講座数によらず1枚

講座番号4～10 ⇒ 講座数によらず1枚

講座番号11～20 ⇒ 講座数によらず1枚

提出例)講座番号1、5、7、8の受講承認を受けた場合⇒封筒2枚

- 4 単位認定は、定められた講義時間の5分の4以上を受講し、かつ、試験やその他による成績審査に合格した者に単位が授与される。
単位認定証「学力に関する証明書」は、令和4年12月末までに発送予定。(英語中二種免に係る証明書は、令和5年2月末の発送予定)

登録するメールアドレスについての留意事項

重要

- ① 事務局からの連絡は基本的に電子メールで行います。ご自分のメールアドレスを登録する場合は、PDF・Word・Excel・PowerPointが開ける機器のアドレスを登録してください。
- ② 事務局からのメールを受信できない場合がまれにあります。ドメイン「pref.nagano.lg.jp」からのメールを受信できるよう受信許可設定を行ってください。
- ③ 6月末までに、受講承認・不承認通知が登録の個人メールに届かない場合、又、届かない講座がある場合には、下記連絡先へご連絡ください。
講座番号1～10 学びの改革支援課 (Tel 026-235-7434)
講座番号11～20 特別支援教育課 (Tel 026-235-7456)

＜中学校教諭二種免許状（英語）を希望される先生方へ＞

※必ずお読みください。

1 目的

公立小学校の先生方が中学校英語の免許を取得するために講習を受講し、新学習指導要領に即した指導方法を加えた英語の指導力の向上に資することを旨とする。

2 開設科目、授与単位数等

長野県教育委員会で開設する科目は8科目9単位である。 ※R3開講済、R4開講なし

教育職員免許法施行規則に定める教育科目		開設科目	単位数
英語学	教科に関する科目	英語音声学 ※	1
		英語基礎研究（1）	1
		英語学概論（1）※	1
		英語学概論（2）	1
英語文学		英文解釈	1
英語コミュニケーション	教科に関する科目	英語オーラルコミュニケーションⅠ（1）※	1
		英語オーラルコミュニケーションⅠ（2）	1
		英語オーラルコミュニケーションⅠ（3）	1
異文化理解	教科に関する科目	比較文化研究Ⅰ（1）※	1
		比較文化研究Ⅰ（2）	1
各教科の指導法 （情報機器及び教材の活用を含む。）	教職に関する科目	英語科教育法Ⅰ ※	1
		英語科教育法Ⅱ	1
生徒指導の理論及び方法 教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	教職に関する科目	生徒指導・教育相談・進路指導の理論と方法 ※受講料2,000円が必要です。	2
計		14単位	

3 単位習得までの流れ

※令和3・4年度の2年間で免許を取得することができるように免許法認定講習を開設する。なお、令和5年度以降の開講については検討中。

（令和3・4年度で取得を希望する者）

令和3年度（2021年度）	令和4年度（2022年度）	累計14単位
5単位 ※受講料不要	7単位 ※受講料不要	
2単位（生徒指導等） ※受講料必要	（2単位）（生徒指導等） ※受講料必要、R3に受講してない場合は受講する	

※令和4年度から新たに受講し、本年度中に免許申請を目指す方は、信州大学が行う免許法認定講習（英語）と併せて受講することで申請に必要な単位を取得することが可能です。信州大学が行う免許法認定講習（英語）については、7月頃に募集がある予定です。